

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目 次

◇ 規 則

ページ

- 北九州市契約規則の一部を改正する規則【契約室管理課】 575
- 北九州市介護保険の実施に関する規則の一部を改正する規則【保健福祉局地域支援部介護保険課】 576

◇ 告 示

- 特定計量器の定期検査【市民文化スポーツ局安全・安心推進部消費生活センター】 577
- 北九州都市計画公園の変更（2件）【建設局公園緑地部緑政課】 578

◇ 上下水道局

- 北九州市上下水道局公有財産管理規程の一部を改正する規程【上下水道局海外・広域事業部広域事業課】 580

本号で公布された条例等のあらまし

◇北九州市契約規則の一部を改正する規則

履行期限遅延の違約金に係る割合を年3パーセントから年2.9パーセントに改めることにしました。

この規則は、平成26年4月1日から施行することにしました。

◇北九州市介護保険の実施に関する規則の一部を改正する規則

- 1 東日本大震災の被災者に係る居宅介護サービス費等の額の特例等を適用する期間を平成27年2月28日まで（現行平成26年2月28日まで）の間において市長が別に定める期間に延長することにしました。
- 2 東日本大震災の被災者に係る介護保険料の減免の特例を適用する期間を平成27年3月まで（現行平成26年3月まで）の間において市長が別に定める期間に延長することにしました。

この規則は、平成26年3月14日から施行し、改正後の北九州市介護保険の実施に関する規則の規定は、同月1日から適用することにしました。

北九州市契約規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月14日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第7号

北九州市契約規則の一部を改正する規則

北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号）の一部を次のように改正する。

第39条第1項中「年3パーセント」を「年2.9パーセント」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第39条第1項の規定は、この規則の施行の日以後に締結する契約から適用し、同日前に締結した契約については、なお従前の例による。

北九州市介護保険の実施に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月14日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第8号

北九州市介護保険の実施に関する規則の一部を改正する規則

北九州市介護保険の実施に関する規則（平成12年北九州市規則第69号）の一部を次のように改正する。

付則第3項中「平成26年2月28日」を「平成27年2月28日」に改める。

付則第4項中「平成26年3月」を「平成27年3月」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の北九州市介護保険の実施に関する規則の規定は、平成26年3月1日から適用する。

北九州市告示第89号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定に基づき、北九州市門司区、小倉北区及び小倉南区における特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項第5号に該当する特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

平成26年3月14日

北九州市長 北 橋 健 治

1 検査期日、検査時間及び検査場所

検査期日	検査時間	検査場所
平成26年5月7日から平成27年3月31日まで	10時～12時 13時～16時	門司区内の特定計量器の所在の場所
平成26年6月6日から平成27年3月31日まで	10時～12時 13時～16時	小倉北区内の特定計量器の所在の場所
平成26年9月1日から平成27年3月31日まで	10時～12時 13時～16時	小倉南区内の特定計量器の所在の場所

備考 日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに平成26年12月29日から平成27年1月2日までの日は、定期検査を行わない。

2 検査を行わせる指定定期検査機関の名称

特定非営利活動法人 北九州市計量士会

北九州市告示第90号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により北九州都市計画を変更するので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について意見を有する住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに北九州市長に意見書を提出することができる。

平成26年3月14日

北九州市長 北 橋 健 治

1 都市計画の種類

公園

2 都市計画を変更する名称及び土地の区域

2・2・707号 一枝公園

変更する部分 北九州市戸畑区一枝二丁目の一部

3 都市計画の案の縦覧場所

北九州市小倉北区域内1番1号

北九州市建設局公園緑地部緑政課

4 縦覧期間

平成26年3月20日から同年4月3日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時15分まで

5 意見書の提出要領

当該都市計画の案についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を、平成26年4月3日までに上記縦覧場所に到着するよう提出すること。

北九州市告示第91号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により北九州都市計画を変更するので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について意見を有する住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに北九州市長に意見書を提出することができる。

平成26年3月14日

北九州市長 北 橋 健 治

1 都市計画の種類

公園

2 都市計画を変更する都市計画の名称

3・3・39号 金剛公園

3 都市計画を変更する土地の区域

変更する部分 北九州市八幡西区金剛三丁目の一部

4 都市計画の案の縦覧場所

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市建設局公園緑地部緑政課

5 縦覧期間

平成26年3月20日から同年4月3日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時15分まで

6 意見書の提出要領

当該都市計画の案についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を、平成26年4月3日までに上記縦覧場所に到着するよう提出すること。

北九州市上下水道局管理規程第1号

北九州市上下水道局公有財産管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成26年3月14日

北九州市上下水道局長 富 増 健 次

北九州市上下水道局公有財産管理規程の一部を改正する規程

北九州市上下水道局公有財産管理規程（昭和55年北九州市水道局管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

第28条第2項中「（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額）」を「が2,000円以上であるときは、当該金額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）」に、「10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額」を「100円未満の端数があるとき、又はその金額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。」に改める。

第39条第1項ただし書中「よりがたい」を「より難しい」に改め、同項各号中「100分の105」を「100分の108」に改める。

第46条第2号中「100分の105」を「100分の108」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第28条の規定は、この規程の施行の日以後に発生した延滞金について適用し、同日前に発生した延滞金については、なお従前の例による。